別紙1

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
輪島市	仁岸地区（剱地、上馬場、下馬場、上代、黒岩、入山、渡瀬、切狭、滝町、馬渡、久川）	令和3年3月23日	令和5年4月3日

1　対象地区の現状

①地区内の耕地面積	75.3ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	42.4ha
③地区内における65才以上の農業者の耕作面積の合計	40.9ha
ⅰ　うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	11.3ha
ⅱ　うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	18.6ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	5.0ha
（備考）	

注1：③の「○才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2：④の面積は、下記の「（参考）中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4：プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2　対象地区の課題

現在、上馬場集落で地主の方で耕作している方はいません。主に中心経営体Aに耕作してもらっています。給水・排水などU字溝の設備が古くなって困っています。今後の最大の課題です。（上馬場）
担い手が耕作しやすいように基盤整備が必要な農地がある。（馬場）
担い手が耕作しやすいように基盤整備が課題。水路のU字溝の腐食が激しく先行・パイプラインの検討（要）（上代）
私達の田は中山間の田で、担い手は50～70才の比較的他の集落より若い世代で兼業農家ですが、担い手が耕作しやすい基盤整備が必要と考えます。（黒岩）
中山間の為田の池からは排水等水路が著しく悪くなっている（地震被害・イノシシ被害・排水水路が狭い）（黒岩）
現在以上に耕作放棄地が増加しない様に。（入山・渡瀬）
各地区U字溝ズレが多く修理する事が課題。（入山・渡瀬）
担い手が耕作しやすいように基盤整備が必要である。（入山・渡瀬）
65才以上で後継者未定の農業者が多く、新たな農地の受け手の確保が必要。（切狭）
高齢化や中山間という条件不利地域であることから、担い手・後継者不足や耕作放棄地の増加等が課題となっている。（切狭）
担い手が耕作しやすいように基盤整備が必要である。（切狭）
高齢化や中山間という条件不利地域であることから担い手・後継者不足や耕作放棄地の増加等が課題となっている。（滝町）
高齢化や中山間という条件不利地域であることから、担い手・後継者不足や耕作放棄地の増加等が課題となっている。（久川）
集落の耕作者は65才以上の高齢者が多い。（馬渡）
トラクター・コンバインが故障すれば、農業をやめる耕作者がほとんどである。（馬渡）

注：「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

３　対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

集落内の農業者で意欲のある方を新たな中心経営体として位置づけたり、入作を希望する認定農業者や新規就農者の受入れを促進したりすることで対応していく。（上馬場） 耕作できなくなった農地については、中心経営体A，Bに期待する。（上代） 耕作出来なくなった農地について、今後は、中心経営体Aが担っていく。（黒岩） 入山・渡瀬共に急傾斜の為基盤整備が出来ず、現状で中心経営体Aに担ってもらう。（入山・渡瀬） 集落内の農業者で意欲ある方を新たな中心経営体をして位置づけたり、入作を希望する認定農業者や新規就農者の受入れを促進したりすることで対応していく。（切狭） 集落内の農業者で意欲のある方を新たな中心経営体として位置づけたり、入作を希望する認定農業者や新規就農者の上入れを促進したりすることで対応していく。（滝町） 集落内の農業者で意欲ある方を新たな中心経営体といて位置づけたり、入作を希望する認定農業者や新規就農者の受入れを促進したりすることで対応していく。（久川）

注１：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注２：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

（参考） 中心経営体

属性	農業者 （氏名・名称）	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	A	水稲	5.10 ha	水稲	10.10 ha	
認農	B	水稲	2.60 ha	水稲	2.60 ha	
	C	水稲	0.50 ha	水稲	0.50 ha	
	D	水稲	1.10 ha	水稲	1.10 ha	
	E	水稲	0.70 ha	水稲	0.70 ha	
	F	水稲	2.00 ha	水稲	2.00 ha	
	G	水稲	2.40 ha	水稲	2.40 ha	
認農	H	水稲	4.90 ha	水稲	4.90 ha	
	I	水稲	0.40 ha	水稲	0.40 ha	
		野菜	0.09 ha	野菜	0.09 ha	
	J	ミニトマト	0.05 ha	ミニトマト	0.05 ha	
		かき	0.02 ha	かき	0.02 ha	
		かぼちゃ	0.02 ha	かぼちゃ	0.02 ha	
			ha		ha	
計	10人		19.88 ha		24.88 ha	

注1：「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。
注2：「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。
注3：「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。